

長時間通勤、単身赴任の配転は無効との公正判決を求める要請書

NTTは一九九六年三月、八八年間海の安全を守り公共通信サービスを提供してきた銚子無線を廃局し、国家資格の無線通信士・技術士として二〇〜三〇年以上、対船舶国際無線通信に従事してきた約一二〇名の労働者を異職種へ、然も殆どが往復四時間〜六時間の長時間通勤が単身赴任せざるを得ない事業所へ配転しました。

千葉地裁は一九九六年九月二日の第一審判決で「配転無効等請求」を退け、廃局違法、原告労働者の深刻な健康破壊に目をつぶり、会社の職権濫用を容認する不当判決を下しました。

NTT社員及び船舶通信士原告三二名がこの一審判決を不服とし、貴高裁に控訴したことは、自らの健康と生活を守るために当然のことです。私たちは、大企業の横暴を止めさせ、労働者が人間らしく働き、生きることを求めるこの裁判に注目しています。

貴裁判所が長時間通勤、単身赴任の配転は無効との公正判決を下されるよう要請します。

二〇〇〇年 月 日

住 所

団体名

代表者名

印

印

東京高等裁判所

第一二民事部 御中